

公益法人の新制度移行に向けた取組

今回は、薬剤師認定制度認証機構（公益認定・寄稿）、日本照明家協会（移行認定・寄稿）を掲載いたします。

（編集部）

薬剤師認定制度認証機構

●はじめに

当機構は、昨年（2010年）7月に公益認定を得ることができました。その経過や課題をご紹介いたします。事業の種類が、これまであまり例のない「第三者評価」であり、また法人規模が小さく（年間予算約二千万円）、中間法人から一般社団への移行を経ての申請であったことが、すでに公益認定を取られた先輩法人とはやや異なりますが、何かのお役にたてれば幸いです。

●事業の概要

当機構は、薬剤師の生涯学習の質的水準を保証するための「第三者評価機関」であり、2004年6月に有限責任中間法人として設立されました。定款では、「この法人は、薬剤師に対する良質な生涯学習体制の整備、発展を図ることにより、薬剤師の資質及び専門性の維持・向上に寄与し、もって公衆衛生の向上と国民の健康の増進に貢献することを目的とする」としております。事業としては「各種の研修・認定制度の評価・認証と育成・支援、及び基準設定、あるいは国際協力等」を挙げております。公益申請時の公益目的事業は「薬剤師に対する生涯研修・認定制度の評価基準の設定、並びに基準に適合する制度の認証」としました。収益事業は行っておりません。

当機構は、虎ノ門郵政福祉ビルの1室で理事長（現在は代表理事）の他、事務局長と担当職員1名で、年間3～5件の認証事業を運営しております。評価・認証その他技術的能力に関しては、発足当初より薬剤師領域の学術、教育、医療の分野より、全国視野で28名の認定制度委員を委嘱して、「倫理規程」に基づき評価と認証の事業を行っております。

経理的基盤としては、「会計処理規程」にしたがい、経理と監査を外部の「公認会計士事務所」に委任しており、帳簿等は手元で整備しております。

●準備作業から公益申請、認定に至る時間経過

2006年の公益法人制度改革関連3法の成立時には、当機構は中間法人でしたので直接公益認定の申請はできませんでしたが、2008年12月の上記3法の施行とともに、整備法に基づき自動的に一般社団法人へ移行することが分かっておりましたので、その後の早めの申請を目指して計画を立てました。

2007年には公益法人協会の講習会やモデル定款等のお世話になって勉強を始めました。公益認定の申請を目指した最初の行動として2008年3月の中間法人の予算理事会で、新制度への移行準備スケジュールと新法施行後は公益法人を目指すことの承認を得ました。そして、同年4月の「公益認定等ガイドライン」等の決定を待って本格的準備に取りかかりました。

初期準備段階で、内閣府からの「移行認定のための『定款の変更の案』作成の案内」を参照して、一般社団法人定款及び付随する必要な規程類の案を作成しました。2008年10月に、最初の内閣府公益認定等委員会の窓口相談を受け、

準備計画は妥当であることを確認できました。つづいて、11月17日に臨時社員総会を開き、まず一般社団法人に移行後の理事及び監事の選任を行いました。引き続き、11月26日開催の理事会で一般社団法人への移行日までの停止条件付で、一般社団法人定款への変更と理事会設置社団法人として必要な規程類の承認を得ました。

ここまでが新法施行前の準備作業でした。

2008年12月の新法施行後、直ちに12月5日に理事会を開いて代表理事を選任し、同月8日に一般社団法人としての登記と定款並びに役員変更の登記を済ませました。なおここで一般社団法人の新役員として登記した者の任期は、中間法人時代の残任期間であり2009年6月までです。

一般社団法人移行後のはば6カ月間は、法令の学習と並んで公益認定等委員会から頻繁に公開される各種の委員会資料やガイドライン等を参考しながら、法人内部の制度設計と規程類の整備に努めました。

この頃は、理事会をほぼ1ヶ月おきに開催し、2009年1月、3月、5月の理事会で、公益認定申請に必要な規程類を順次整備し承認を受けるとともに、申請書の中の公益目的事業、事業の概要、事業の公益性（事業の種類）、事業区分とチェックポイント等に対する記載内容について、理事会の意見を聞き、申請書案の作成に努めました。6月は理事改選期でしたが全員重任をお願いし、6月26日の社員総会で議決を得ました。

ここまでに作成した申請書案をもとに、2009年6月に本格的な公益認定等委員会事務局の面談指導を受けました。定款や内部規程について、法令準拠と相互の整合性の観点から、的確な指摘と助言を得るとともに、申請書の事業説明記載内容について、書く側と読む立場での意思の疎通を欠きやすい部分等についての、理解ある適切な意見を受けることができて、極めて有意義な経験をすることができました。

その後さらに、2009年9月と12月に、委員会事務局の面談指導の機会を得、「役員報酬規程」や「認定制度委員会規程」その他についての助言を受けることができました。特に、公益に関する「事業の種類」ですが、最初は、認定法第2条別表6の「公衆衛生の向上を目的とする事業」と信じこんでいたのですが、意見交換の中で別表19の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」を目指すことが、当機構の事業目的から見て、より正しいことを改めて理解できたことは貴重でした。

これらの経過を経た上で、2009年12月18日の理事会において、公益認定申請書最終案、及び付属の規程類修正、並びに申請用の2010年度事業計画・収支予算の承認を得ました。そして、2009年12月21日に公益認定申請書を提出（電子申請）致しました。

申請書提出が年末期にかかったこともあり、申請後の最初の委員会事務局ヒアリングは2010年3月2日でした。25項目にわたる質問や追加説明を求められましたが、当機構が提出した申請書はもとより付属参考資料、さらには当機構のホームページにまで詳しく目を通していただいた上での質問や疑問であったことには、むしろ申請者として大いに感激し、深く感謝の念を抱きました。

3月3日に25項目にわたる第1回の修正申請を済ませましたが、その後、4月16日に第2回ヒアリングに基づく8項目の修正申請を行い、さらに5月12日の第3回（3項目）、6月2日の第4回（2項目）の修正申請を経た後、6月11日に公益認定等委員会に諮問、6月18日に公益適合の答申がなされ、2010年7月1日付で公益認定をいただくことができました。

●申請書作成経過を振り返って

前項の経過からお分かりのように、私どもは、関連3法施行前の9カ月間を準備期間、施行後の6カ月を内部制度の整備と申請書記載事

項の学習に費やし、その後、申請までの6カ月間で申請書の作成を終えたこととなります。小規模法人でスタッフもおりませんでしたので、公益目的事業についての記述は、ほとんど個人作業でしたが、振り返れば良い勉強ができたと考えております。

全体を通じての印象として最も強く残るのは、まず「法令」というものは実によく書いてある、ということです。表現で分かりにくいところは確かにありますが、必要なことは全部カバーしてあり、引用や準拠の関係さえ把握すれば、実に良い参考書だという印象をもちました。さらに、今回は、内閣府公益認定等委員会のホームページに、随時頻繁に公表されていた委員会資料（議事録）や基準や、ガイドライン（指針）やFAQなどに、大変助けられました。当法人は、一般社団法人からの公益認定申請であり、特例公益法人のような所管庁との関係がなく、自ら独自の考え方で手続きを進められたことは有利でした。

ここまででは、申請書といつても事業説明について紹介しましたが、申請書の作成に当たってもうひとつ気がかりとなるのは、経理関係の「収支相償」「遊休財産」です。冒頭に述べた通り当機構は収益事業を持ちませんので「公益目的事業比率」には問題ありませんでした。

申請書類の作成は、電子申請のシステムが良くできており、修正や差し替えが簡便にできました。経理関係の部分の作成は、公認会計士事務所に委託しておりましたが、記載の手引きが充実しており、自動計算や転記の機能も備わり便利だということでした。幸い、「収支相償」と「遊休財産」については、現状で公益条件に適合となりました。ただ、管理経費の事業費への配賦をどのレベルまで行うかなどのほか、細部については申請後のヒアリングで分かりやすく指導を受けることができました。

●認定取得の意義

当機構の事業は、最初に述べましたように第三者評価であり、人さまの社会活動を判断する仕事です。そのような仕事は、事業区分としては「検査検定・資格付与」に含まれていますが、この種の事業には信頼性の確保が必須条件です。わが国は古来より、「評価」制度が不十分なところが多く、不都合な事例が起こるたびに、第三者評価の必要性が唱えられているのが現状です。当機構の事業は、医療職（薬剤師）学習制度の評価ですが、医療が「信頼性」で成り立っていることを考えれば、医療職の育成制度（資格付与）に対する評価機関が必須であることは明らかです。それとともに、評価機関自身の客観的信頼性を確保することも必要です。

当法人は、医療職の資格付与に対する評価機関としては初めて設立されたもので、前例がなかったことから、自身の客観的信頼性を確保するには、公益社団法人として認定を得ること以外に方法はないと考えて公益認定の申請をいたしました。それまで、先進諸国の例や他分野での実施例を参考にしつつ、適正な運営を心がけてまいりましたが、前例のない仕事であるためにややもすると、独善的あるいは恣意的と受けとめられる恐れもありました。しかし、今回の公益認定審査を通じて、当機構の評価・認証の事業内容や基準、その基準への適合性の審査などの段階について、客観的な目で公益性と中立・公正性をしっかりと見て、認定していただけたことに大きな喜びを感じております。

今後は、公益法人の名に恥じないように薬剤師の生涯学習の中身に対する評価を大切にし、優れた研修・認定制度を育て、認証し「人づくり」を通じて地域社会の健全な発展に貢献するために、関係法令や諸規程に忠実な事業を展開すべく思いを新たにしております。

（薬剤師認定制度認証機構代表理事・内山充）